

貸借対照表の公告と定款変更の手続

(1) 貸借対照表の公告とその方法

今回の法改正で、毎年、法人が作成した貸借対照表を自ら「公告」することになりました。この貸借対照表の公告方法は定款で定める必要があります。

ただしこの改正の実施時期は、法改正の公布日（平成 28 年 6 月 7 日）から 2 年半以内に別に施行日（「2号施行日」といいます）を定めることになっています。

この法改正に伴い、「2号施行日」以降は、各法人が、前事業年度の貸借対照表の作成後、遅滞なく、下記①～④に掲げる方法のうち、**定款で定める方法**（※注1）により当該貸借対照表を公告しなければなりません。（改正法第 28 条の 2 第 1 項）

①官報に掲載する方法

②日刊新聞紙に掲載する方法

③電子公告（インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置）

④当該法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法

※注1：貸借対照表の公告方法について、①～④の中から一つを規定すればよく、また「①と②による方法とする」というように複数の手段を重ねて選択することも可能です。しかし「①又は②による方法とする」というように選択的に定めることはできません。

【各方法の特徴と採用時の注意点】

①官報

- ・一般的な公告の方法です。NPO 法でも、解散時の公告（法第 31 条の 10 第 4 項）、清算中での破産手続き開始の公告（法第 31 条の 12 第 4 項）は「官報」に掲載しなければならないと定められています。
- ・貸借対照表も官報掲載を官報販売所に依頼することで可能です。また、官報掲載の場合は、貸借対照表の「要旨」の公告で足りるものとされています（改正法第 28 条の 2 第 2 項）
- ・掲載料が必要です。

②日刊新聞紙

- ・実際に定款に記載する場合は、具体的に「〇〇新聞」と新聞名を記載します。複数の新聞も可能です。
- ・日刊新聞紙掲載の場合は、貸借対照表の「要旨」の公告で足りるものとされています（改正法第 28 条の 2 第 2 項）
- ・掲載料が必要です。

③電子公告

- ・定款に記載する場合は「法人のホームページ」「内閣府のポータルサイト（※注2）」と具体的に記載しますが、その URL まで記載する必要はありません。
- ・その URL の「登記」は必要ありません。

※注2：「内閣府の（NPO 法人）ポータルサイト」（別紙「参考資料」参照）

内閣府が運営管理する NPO 法人情報 web サイトで、全国の NPO 法人の主たる内容、事業報告書、定款が掲載されています。登録すれば法人からの情報入力ができるスペースがあり、今回、この法人活用スペースを利用した「公告」を指しています。利用料は無料です。

- ・③の場合、前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の日までの間、継続して 5 年間の間当該公告をしなければなりません。

④主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法

- ・④は「不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置」であり、法人の掲示場とする場合は、掲示場が「公衆の見やすい場所」でなければなりません。例えば理事長の個人宅の玄関、あるいはマンション内等入場が制限される場所では「見やすい場所」とはいえません。一般に利害関係者だけでなく、広く住民が容易に貸借対照表にアクセスできる＝掲示場へ自由に入出入りができる必要があります。
- ・当該公告の開始後1年を経過する日までの間、継続して掲示しなければなりません。

(2) 貸借対照表の公告のための定款変更～提出は「定款変更届出書」～

既に設立している NPO 法人は、この貸借対照表の公告の方法を定款に追加する定款変更を行うことができます (※注3)。

※注3：現行の定款をまず確認しましょう。一般的にモデル定款をそのまま採用している法人の定款では、二つの方法＝媒体で公告するという文章になっています。

「(モデル定款) 第55条

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。」

この公告方法のままで貸借対照表の公告も行うことも可能なので、現行の定款のままでよいという考え方も当然あり得ます。その場合は、定款変更の必要はありません。

ただし、以下の点を考慮する必要があります。

①貸借対照表の公告もこのモデル定款に記載の方法で行うことになり、毎年、官報に掲載しなければなりません。これまでの「資産の総額」の登記 (NPO 法人は登録免許税免除) に比べ、官報掲載料が必要となります。

②貸借対照表の公告の媒体はひとつでいい (もちろん複数でも可ですが) と定められています。モデル定款のままであれば、複数媒体に同時に公告することが必要になります。

貸借対照表のための公告方法を定款に定める定款変更手続は以下のとおりです。

1. 総会で「定款変更の件」の議案を提出し議決します (4分の3以上の賛成が必要)
2. 総会議事録を作成します (4分の3以上の賛成があったことを明記します)
3. 所轄庁に「定款変更届出書」を提出します (添付書類は「新定款2部」「総会議事録(写)」)。

※この議決の施行日は、認証の必要がないので、総会日から施行することができます。また、総会日以降の某日にしたい場合、議決時に「〇年〇月〇日から施行する」と決めることができます。

モデル定款としての新旧対照表は以下を参考にしてください。
ただし書き方式による貸借対照表の公告の方法を記載しています

この中に「官報に掲載」「〇〇新聞」「法人ホームページ」「内閣府ポータルサイト」「法人の掲示場」等の文章を記載します。

(定款変更新旧対照表モデル)

新	旧
(公告の方法) 第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 ただし、貸借対照表の公告は、【内閣府のポータルサイト】によって行う。(「〇〇を利用して行う」「〇〇に掲載して行う」)	(公告の方法) 第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(注) 各法人で、条項数字、文面が異なりますので、法人の定款で確認して作成を!

(3) 経過措置

2号施行日前後では、資産の総額の登記と貸借対照表の公告が錯綜することになり、この時期には、経過措置があります。

基本的には、2号施行日の前の事業年度分については、資産の総額の登記と貸借対照表の公告を重ねて行うこととなります。

※下記の図は、2号施行日を仮に10月1日と仮定した場合の例です。

・経過措置の適用対象

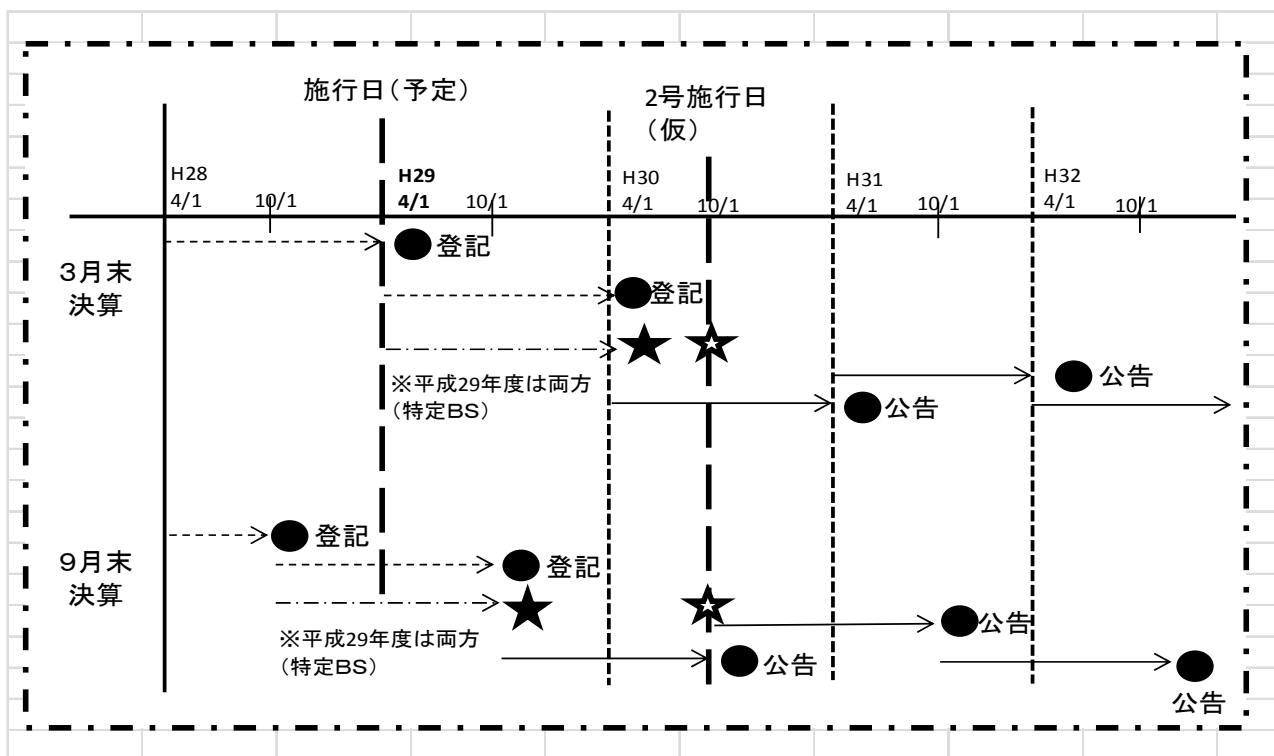
ア) 2号施行日以後に作成する貸借対照表

イ) 改正NP0法施行日(平成29年4月1日)前に作成、又は施行日から2号施行日までの前日までに作成した貸借対照表のうち直近の事業年度のもの(特定貸借対照表(特定BS))

⇒次のいずれかのときに公告をしなければなりません。

- ・2号施行日以後に遅滞なく公告・・・「☆」
- ・2号施行日までに公告・・・「★」

※「★」または「☆」のいずれかのときに、特定BSを公開すればよい。



Q1: 貸借対照表の公告は、いつの時点で、どの事業年度分をやればよいのですか?

A1: 上の図の☆又は★のいずれかの時期に、2号施行日の直近の事業年度分の貸借対照表をまず公告することになります。つまり、その事業年度分は既に資産総額の変更登記を行っていますが、貸借対照表の公告も行うということになります。

基本的にはこう考えてください。

「貸借対照表の公告」への改正施行日(=2号施行日)がきたら(施行日前でも可能です。★印)、その日までに作成した貸借対照表の中で直近のものを公告する。そして、以後、決算のたびに貸借対照表を毎年度公告する。

このため、この2号施行日より前に、定款変更をすませておく必要があります。

Q2: 貸借対照表の公告をしなかったら、処分があるのですか?

A2: 公告しなかったり、不正な公告には、20万円以下の「過料」が科せられることとなります。